総務部

総務企画委員会

【議案関係資料】

９月８日提出

令和7年第2回定例会（9月議会） 予算及び付託議案審査関係資料

令和７年９月８日
総　　務　　部

【予算関係】

財　政　課	令和７年度９月補正予算に関する説明資料	・・・　３

【議案関係】

行政経営課	「秋田県公告式条例の一部を改正する条例案」について（議案第１７１号）	・・・　７
人　事　課	「職員等の旅費に関する条例及び知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第１７２号）	・・・　９
広報広聴課	あっせんの申立てについて（議案第１７９号）	・・・２６
総合防災課	工事請負契約の締結について（議案第１８０号）	・・・２７

財 政 課

令　和　７　年　度　９　月　補　正　予　算
に　関　す　る　説　明　資　料

（ 議 案 第 １ ６ ７ 号 ）

令和７年度９月補正予算　主要な歳入増減調書

（単位：千円）

区　分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 県税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	621,877	医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金 476,064（1,293,185 → 1,769,249） 生産振興総合対策費 32,079（89,883 → 121,962） 在宅要援護老人対策費 27,704（0 → 27,704） 地域少子化対策重点推進交付金 15,846（107,501 → 123,347） 環境保全型農業直接支援対策交付金 15,039（93,323 → 108,362）	
10 財産収入			
11 寄附金			
12 繰入金			
13 繰越金	286,466	前年度繰越金 286,466（308,114 → 594,580）	

区　　分	増　減　額	増　　額　　内　　訳	減　　額　　内　　訳
14 諸　　収　　入	31,017	公共下水道県代行受託事業収入　30,000 （ *140,000* → *170,000* ）	
15 県　　債	17,500	観光施設等緊急改修事業費　17,500 （ *180,100* → *197,600* ）	
合　　計	956,860	599,296,482 → 600,253,342	

令和７年度９月補正予算　主要な目的別増減調書

（単位：千円）

区　分	増減額	増額内訳				減額内訳
1 議会費						
2 総務費	103,271	情報基盤システム再構築事業	30,921	(*1,268,459* →	*1,299,380*)	
		結婚の希望をかなえる気運醸成事業	15,846	(*114,567* →	*130,413*)	
		マーケティング戦略推進事業	14,095	(*10,838* →	*24,933*)	
		若者の県内定着・回帰総合支援事業	13,833	(*75,425* →	*89,258*)	
3 民生費	43,553	介護業務「カイゼン」推進事業	34,630	(*12,364* →	*46,994*)	
4 衛生費	498,884	医療施設等経営強化緊急支援事業	476,064	(*1,310,285* →	*1,786,349*)	
5 労働費	10,000	外国人材受入サポートセンター事業	10,000	(*21,138* →	*31,138*)	
6 農林水産業費	176,844	渇水応急対策事業	64,534	(*0* →	*64,534*)	
		森林健全化対策緊急支援事業	47,760	(*0* →	*47,760*)	
		あきたの魅力ある水田農業確立対策事業	32,079	(*105,573* →	*137,652*)	
7 商工費	61,312	インバウンド拡大に向けた誘客促進事業	25,729	(*403,520* →	*429,249*)	
		観光施設魅力向上事業	19,448	(*251,061* →	*270,509*)	
8 土木費	30,000	あきた循環のみず協働推進事業	30,000	(*158,144* →	*188,144*)	
9 警察費	19,587	運転免許試験及び免許証作成業務事業	19,587	(*420,535* →	*440,122*)	
10 教育費	13,409	教育委員会ＩＴ化推進事業	13,098	(*59,532* →	*72,630*)	
11 災害復旧費						
12 公債費						
13 諸支出金						
14 予備費						
合　計	956,860	599,296,482　→　600,253,342				

「秋田県公告式条例の一部を改正する条例案」について（議案第１７１号）

行政経営課

１　改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和７年法律第３５号）による地方自治法（昭和２２年法律第６７号）の一部改正により、条例を公布しようとするときに講じなければならない措置について所要の規定の整備を行う必要がある。

２　改正内容

⑴　条例を公布しようとするときに講じなければならない措置に、公布の旨の前文及び年月日を記録した電磁的記録に知事が電子署名を行うことを追加することとする。（第２条関係）

⑵　その他所要の規定の整理を行うこととする。

３　施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

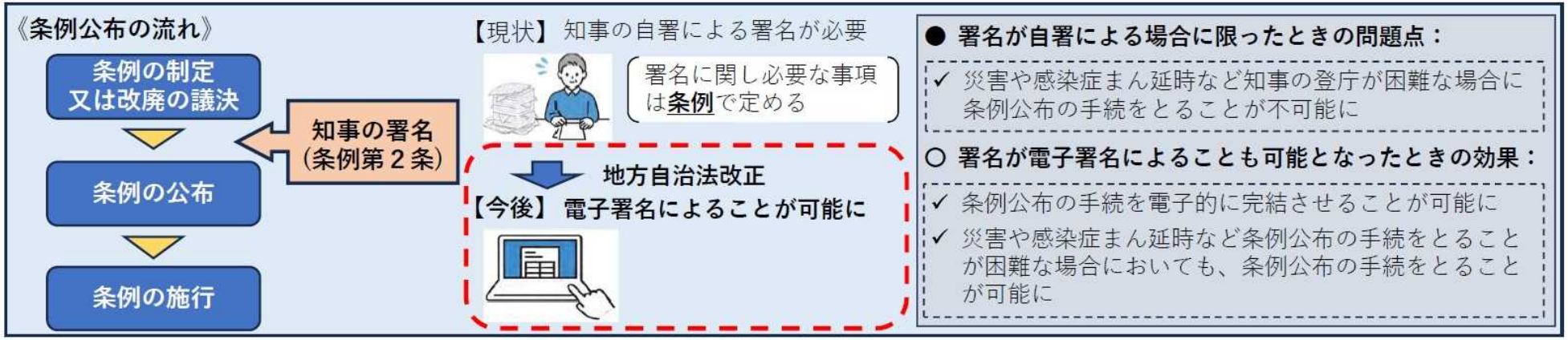

秋田県公告式条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
（条例の公布） 第二条　条例を公布しようとするときは、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。 一　公布の旨の前文及び年月日を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に知事が電子署名（地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第一条に規定する電子署名をいう。）を行うこと。 二　公布の旨の前文及び年月日を記入した書面の末尾に知事が署名すること。 ２　条例の公布は、県公報に登載してこれを行う。ただし、天災事変等により県公報に登載して公布することができないときは、県庁前の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示してこれに代えることができる。	（条例の公布） 第二条　条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に知事が署名しなければならない。 ２　条例の公布は、県公報に登載してこれを行う。但し、天災事変等に因り県公報に登載して公布することができないときは、県庁前の掲示場及び公衆の見易い場所に掲示してこれに代えることができる。

「職員等の旅費に関する条例及び知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第１７２号）

人事課

１　改正理由

国家公務員の旅費制度の見直しを踏まえ、県が支給する旅費の種目及び内容について所要の規定の整備を行う必要がある。

２　改正内容

⑴　職員等の旅費に関する条例の一部改正（第１条）

①　宿泊費及び転居費は、これまでの定額支給方式を改め、実費支給を原則とする。

②　用務地内の交通費を賄うために定額で支給している現地経費を廃止し、交通費を実費で支給する。

③　旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行代理店等に対する直接の支払を可能とする。

④　その他、旅費の種目を簡素化するとともに、旅費の内容に係る規定を規則に委任する。

⑵　知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正（第２条）

知事等の旅費についても、一般職の職員に準じた取扱いとする。

３　施行期日等

⑴　この条例は、令和８年４月１日から施行することとする。

⑵　この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

⑶　特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例及び教育長の給与及び旅費等に関する条例について所要の規定の整理を行うこととする。

職員等の旅費に関する条例及び知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

職員等の旅費に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　旅費の種目及び内容
第一節　通則（第八条）
第二節　交通費（第九条―第十二条）
第三節　宿泊費等（第十三条―第十五条）
第四節　転居費等（第十六条―第十八条）
第五節　その他の種目（第十九条・第二十条）
第三章　雑則（第二十一条―第二十八条）
附則

（目的）

第一条　この条例は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、県が公務のため旅行する県職員（以下「職員」という。）及び職員以外の者に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　指定旅行者　職務の級が九級の者のうち規則で定めるものをいう。

二　職務の級　一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）第四条第一項第一号に規定する行政職給料表による職務の級及び行政職給料表の適用を受けない者については規則で定めるこれに相当する職務の級をいう。

三　内国旅行　本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。次号において同じ。）における旅行をいう。

四　外国旅行　本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この号及び次章において同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

五　出張　職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は県の機関若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

六　略

七　帰住　職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

八　家族　内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

九　略

十　旅行役務提供者　旅行業者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、県と旅行役務提供契約（旅行業者等が県に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行業者等に対して当

旧

目次

第一章　総則（第一条―第十五条）
第二章　内国旅行の旅費（第十六条―第三十条）
第三章　外国旅行の旅費（第三十一条―第四十条）
第四章　雑則（第四十一条―第四十三条）
附則

（目的）

第一条　この条例は、法令又は他の条例に特別の定　がある場合を除く外、県が公務のため旅行する県職員及び県職員　以外の者に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　内国旅行　本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

二　外国旅行　本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

三　出張　職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

四　略

五　帰住　職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

六　扶養親族　職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。

七　略

該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第七項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第三条　略

2～4　略

5　第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者　　が、旅行命令又は旅行依頼（次条及び第五条において「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。次条及び第五条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額　　のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で　定めるものを旅費として支給することができる。

6　第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる者　　が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受ける

2　この条例において「何級の職務」という場合には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）第四条第一項第一号に規定する行政職給料表による当該級の職務及び行政職給料表の適用を受けない者については、規則で別に定めるこれに相当する職務をいうものとする。

3　この条例において「何々地」という場合には、本邦にあつては、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつては、これに準ずる地域をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、在勤公署から八キロメートル以内の地域をいうものとする。

（旅費の支給）

第三条　略

2～4　略

5　第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下　　「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた　　金額で知事が別に定めるものを旅費として支給することができる。

6　第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関の事故又は天災その他知事が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受ける

ことができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で　定める金額を旅費として支給することができる。

7　第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第四条　次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により旅行命令権者　　の発する旅行命令等によつて行わなければならない。

一・二　略

2　略

3　旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4　旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載をし、当該事項を当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載をするいとまがない場合には、この限りでない。

5　前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載をしなければならない。

ことができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で知事が別に定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第四条　次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により県の機関又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によつて行わなければならない。

一・二　略

2　略

3　旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4　旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5　旅行命令簿等の記載事項、様式その他の必要な事項は、知事が別に定める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第五条　旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第三項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2　旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3　略

（旅費の種類）

第六条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、現地経費、宿泊料、食卓料、移転料、赴任経費、扶養親族移転料、死亡手当及び旅行雑費とする。

2　鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3　船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4　航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5　車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ一キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。

6　現地経費は、旅行中の日数に応じ、一日当たりの定額により支給する。

7　宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。

8　食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。

（旅行命令等に従わない旅行）

第五条　旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第三項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2　旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3　略

（旅費の計算）

第六条　旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章で定める種目及び内容に基づき、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的かつ合理的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

9　移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当りの定額により支給する。

10　赴任経費は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、実費額により支給する。

11　扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

12　死亡手当は、第三条第二項第五号の規定に該当する場合において、定額により支給する。

13　旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

14　内国旅行のうち第二十六条第一項に規定する旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

15　外国旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給することができる。

（旅費の計算）

第七条　旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

（旅行日数）

第八条　旅費計算上の旅行日数は、第三項の規定に該当する場合を除く外、旅行のため現に要した日数による。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外、鉄道旅行にあつては、四百キロメートル、水路旅行にあつては、二百キロメートル、陸路旅行にあつては、五十キロメートルについて一日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

2　前項但書の規定により通算した日数に一日未満の端数を生じた

ときは、これを一日とする。

3　第三条第二項第一号から第四号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第一項但書及び前項の規定により計算した日数による。

（路程の計算）

第九条　内国旅行における路程は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより計算する。

一　鉄道　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

二　水路　海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程

三　陸路　当該路程の計算について知事の認めたものに掲げる路程

2　外国旅行における路程は、前項の規定の趣旨に準じて計算するものとする。

（同一地域滞在中の現地経費等の減額）

第十条　旅行者が同一地域（第二条第三項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における現地経費及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数三十日を超える場合にはその超える日数について定額の十分の一に相当する額、滞在日数六十日を超える場合にはその超える日数について定額の十分の二に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2　同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

（居住地等からの旅行の場合の旅費）

第十一条　在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合には、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費を支給する。

（現地経費及び宿泊料の定額の変動）

第十二条　一日の旅行において現地経費又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による現地経費又は宿泊料を支給する。

（区分計算）

第十三条　鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（証人等の旅費）

第十四条　第三条第四項の規定により支給する旅費は、知事が別に定める。

（旅費の請求手続）

第十五条　旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支払をする者（以下この条及び第二十七条において「支払担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当す

（旅費の請求手続）

第七条　旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支払をする者（以下この条及び第二十七条において「支払担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当す

る金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

2～4　略

5　第一項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項、第二項及び第三項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

第二章　旅費の種目及び内容

第一節　通則

（旅費の種目及び内容）

第八条　旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、赴任経費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

第二節　交通費

（鉄道賃）

第九条　鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第十二条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一　運賃

二　急行料金

三　寝台料金

四　座席指定料金

五　特別車両料金（内国旅行にあつては指定旅行者に限り、外国旅行にあつては職務の級が八級以上の者に限る。）

六　前各号に掲げる費用に付随する費用

2　前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（指定旅行者が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により職務の級が七級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第十条　船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第十二条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一　運賃

二　寝台料金

三　座席指定料金

四　特別船室料金（内国旅行にあつては指定旅行者に限り、外国旅行にあつては職務の級が八級以上の者に限る。）

五　前各号に掲げる費用に付随する費用

2　前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（指

が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2～4　略

5　第一項に規定する請求書及び資料の種類、記載事項及び様式並びに第二項及び第三項に規定する期間その他の必要な事項は、知事が別に定める。

第二章　内国旅行の旅費

（鉄道賃）

第十六条　鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

一　その乗車に要する運賃

二　急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

三　九級の職務にある者のうち規則で指定するもの（以下「指定旅行者」という。）が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第一号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

四　座席指定料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃、第二号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2　前項第二号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

一　特別急行列車を運行する線路による旅行で片道八十キロメートル以上のもの

二　普通急行列車を運行する線路による旅行で片道四十キロメートル以上のもの

3　第一項第四号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道八十キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

（船賃）

第十七条　船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。

一　運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ　二級以上の職務にある者については、中級の運賃

ロ　一級の職務にある者については、下級の運賃

二　運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、指定旅行者については上級の運賃、その他の者については下級の運賃

三　運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

四　公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払つた寝台料金

五　指定旅行者が第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

六　座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2　前項第一号又は第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第十八条　航空賃の額は、現に支払つた旅客運賃による。

定旅行者が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により職務の級が七級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第十一条　航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一　運賃

二　座席指定料金

三　前二号に掲げる費用に付随する費用

2　前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

一　外国旅行の場合であって、指定旅行者が移動するとき及び職務の級が九級の者（指定旅行者を除く。次号において同じ。）その他規則で定める者が長時間にわたる移動として規則で定めるもの（同号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。）　最上級の運賃の額

二　外国旅行の場合であって、運賃の等級が三以上に区分された航空機により指定旅行者が移動するとき及び職務の級が九級の者その他規則で定める者が特定航空移動をするとき　最上級の直近下位の級の運賃の額

三　外国旅行の場合であって、職務の級が八級以下の者（規則で定める者を除く。）が著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき　最下級の直近上位の級の運賃の額

（その他の交通費）

第十二条　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二　道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三　前二号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

四　前三号に掲げる費用に付随する費用

2　前項第三号に掲げる費用のうち自己又はその家族の私用に供する自動車その他の知事が認めるものによる移動に直接要する費用の額は、路程一キロメートルにつき規則で定める額とする。

第三節　宿泊費等

（宿泊費）

（車賃）

第十九条　車賃の額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2　車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第十三条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3　前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、切り捨てる。

（現地経費）

第二十条　現地経費の額は、一日につき一、三〇〇円とする。

2　第六条第六項の規定にかかわらず、県内を用務地とする旅行における現地経費は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により負担する費用についてこの条例の他の規定により旅費が支給されない場合に限り、支給する。

（宿泊料）

第二十一条　宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第一の定額による。

2　宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

（食卓料）

第二十二条　食卓料の額は、別表第一の定額による。

2　食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

（移転料）

第二十三条　移転料の額は、左の各号に規定する額による。

一　赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第二の定額による額。但し、赴任に伴う旧居住地から新居住地までの路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときは、旧居住地から新居住地までの路程に応じた別表第二の定額による。

二　赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額

三　赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養親族を移転した場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2　前項第三号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3　旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項第三号に規定する期間を延長することができる。

4　第一項第一号の路程の計算については、水路及び陸路四分の一キロメートルをもつて鉄道一キロメートルとみなす。

（赴任経費）

第二十四条　赴任経費の額は、規則で定める額を超えない範囲内の実費額で、新在勤地に到着後直ちに県公舎又は自宅に入居することができない場合における宿泊に要する費用その他の規則で定め

第十三条　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第十四条　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第十五条　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。

第四節　転居費等

（転居費）

第十六条　転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十八条第一項第一号又は第二号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（赴任経費）

第十七条　赴任経費は、赴任先に到着後直ちに県公舎又は自宅に入居することができない場合における宿泊に要する費用その他の規則で定める費用とし、その額は、規則で定める方法により算定される額の合計額とする。

（家族移転費）

第十八条　家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一　赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の合計額に相当する額

二　前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2　旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

第五節　その他の種目

（渡航雑費）

第十九条　渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

（死亡手当）

第二十条　死亡手当は、職員の外国における死亡（第三条第二項第五号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるため の費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

（扶養親族移転料）

第二十五条　扶養親族移転料の額は、次に定めるところにより計算した額による。

一　赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に定める額の合計額

イ　十二歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに現地経費、宿泊料及び食卓料の三分の二に相当する額

ロ　十二歳未満六歳以上の者については、イに規定する額の二分の一に相当する額

ハ　六歳未満の者については、その移転の際における職員相当の現地経費、宿泊料及び食卓料の三分の一に相当する額。ただし、六歳未満の者を三人以上随伴するときは、二人を超える者一人ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の二分の一に相当する額を加算する。

二　前号の規定に該当する場合を除く外、第二十三条第一項第一号又は第三号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

三　第一号イからハまでの規定により現地経費、宿泊料及び食卓料の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2　職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合には、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

（日額旅費）

第二十六条　日額旅費は、左の各号に規定する旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めるものについて支給する。

一　測量、調査、土木営繕工事、巡視その他これらに類する目的のための旅行

二　長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行

三　前二号に掲げる旅行を除く外、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

2　日額旅費の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、知事が別に定める。但し、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第六条第一項に掲げる旅費の額についてこの条例に定める基準をこえることができない。

（近距離旅行の旅費）

第二十七条　近距離旅行（在勤公署から四キロメートル以内の地域内における旅行をいう。以下同じ。）については、鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料、移転料、赴任経費及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額の旅費を支給する。

一　公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合　別表第一に定める宿泊料

二　赴任を命ぜられた職員が、県公舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合　別表第二の鉄道五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その二分の

額とする。

一に相当する額）の移転料

（近距離旅行以外の同一地域内旅行の旅費）

第二十八条　近距離旅行以外の同一地域内における旅行については、移転料、赴任経費及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、前条第二号に掲げる場合には、同号に定める額の移転料を支給する。

2　前項に定めるもののほか、県外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により鉄道賃、船賃及び車賃の実費額の合計額が当該旅行について支給される現地経費の額を超える場合には、その超える額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

（退職者等の旅費）

第二十九条　第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、左の各号に規定する旅費とする。

一　職員が出張中に退職等となつた場合には、左に規定する旅費

イ　退職等となつた日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日（以下「退職等を知つた日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

ロ　退職等を知つた日の翌日から十日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

二　職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、且つ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

（遺族の旅費）

第三十条　第三条第二項第二号の規定により支給する旅費は、左の各号に規定する旅費とする。

一　職員が出張中に死亡した場合には、出張の例に準じて計算した旧在勤地から死亡地までの往復に要する前職務相当の旅費

二　職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2　遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二条第一項第六号に掲げる順序により、同順位者がある場合は、年長者を先にする。

3　第三条第二項第三号の規定により支給する旅費は、第二十五条第一項第一号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのを「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第三章　外国旅行の旅費

（本邦通過の場合の旅費）

第三十一条　外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃並びに本邦を出発した日からの現地経費及び食卓料又は本邦に到着した日までの現地経費及び食卓料については、本章の規定するところによる。

（鉄道賃）

第三十二条　鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

一　運賃の等級を三以上の階級に区分する線路による旅行の場合

には、次に規定する運賃
イ　九級又は八級の職務にある者については、最上級の運賃
ロ　七級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃
二　運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃
三　運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
四　四級以上の職務にある者が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前三号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払つた運賃
五　公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払つた急行料金又は寝台料金

（船賃）

第三十三条　船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。
一　運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
イ　最上級の運賃を四以上に区分する船舶による旅行の場合には、九級又は八級の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、七級以下二級以上の職務にある者については九級又は八級の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃、一級の職務にある者については最下級の運賃
ロ　最上級の運賃を三に区分する船舶による旅行の場合には、九級又は八級の職務にある者については中級の運賃、七級以下の職務にある者については下級の運賃
ハ　最上級の運賃を二に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
二　運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
三　四級以上の職務にある者が公務上の必要により特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前二号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払つた運賃
四　公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払つた寝台料金

（航空賃及び車賃）

第三十四条　航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。
一　運賃の等級を三以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、指定旅行者については最上級の直近下位の級の運賃、その他の者については指定旅行者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃
二　運賃の等級を二階級に区分する航空路による旅行の場合には、指定旅行者については上級の運賃、その他の者については下級の運賃
三　運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃
四　指定旅行者が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前三号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払つた運賃
2　車賃は、実費額による。

（現地経費、宿泊料及び食卓料）

第三十五条　現地経費及び宿泊料の額は、旅行地の区分に応じた別

表第三の定額による。

2　鉄道百キロメートル未満、水路五十キロメートル未満又は陸路二十五キロメートル未満の旅行の場合における現地経費の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除き、前項の規定にかかわらず、同項の定額の二分の一に相当する額による。

3　鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道四キロメートル、水路二キロメートルをもつてそれぞれ陸路一キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

4　第三十二条第五号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、第一項の規定にかかわらず、旅行地の区分に応じた別表第三の定額の十分の七に相当する額による。

5　食卓料の額は、別表第三の定額による。

6　第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。

第三十六条　削除

（死亡手当）

第三十七条　死亡手当の額は、九級又は八級の職務にある者については五十二万円、七級又は六級の職務にある者については四十九万円、五級又は四級の職務にある者については四十六万円、三級以下の職務にある者については四十万円とする。

2　職員が第三条第二項第五号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の本邦における所属公署（所属の長の在勤公署をいう。）所在地を旧在勤地とみなして、第三十条第一項第一号の規定に準じて計算した旅費の額による。

3　第三十条第二項の規定は、前二項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

第三章　雑則

（退職者等の旅費）

第二十一条　第三条第二項第一号又は第四号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から十日（同号に該当する場合にあつては、一月）以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2　前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3　旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第二十二条　第三条第二項第二号、第三号又は第五号の規定により

（旅行雑費）

第三十八条　旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税その他知事が別に定めるものの実費額による。

（旅行手当）

第三十九条　旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、知事が別に定める。

（退職者等の旅費）

第四十条　第三条第二項第四号の規定により支給する旅費については、第二十九条第一号の規定を準用する。この場合において、ロの規定中「十日」とあるのを「一月」と読み替えるものとする。

第四章　雑則

支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

（証人等の旅費）

第二十三条　第三条第四項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、規則で定めるものとする。

（旅費の支給額の上限）

第二十四条　鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第十二条第二項に規定する費用を除く。）（赴任経費又は家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第九条第一項各号、第十条第一項各号、第十一条第一項各号及び第十二条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2　宿泊費、包括宿泊費、転居費、赴任経費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第六条、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第十九条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第二十五条　旅行命令権者は、旅行者が県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

（旅費の調整）

第四十一条　旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2　旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、知事に協議して定める旅費を支給することができる。

3　前二項の規定を適用して旅費を調整する場合の統一的な基準は、規則で定める。

第二十六条　略

（旅費の返納）

第二十七条　支払担当者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2　旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3　前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

（委任規定）

第二十八条　この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附　則

1・2　略

2　旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、知事に協議して定める旅費を支給することができる。

3　前二項の規定を適用して旅費の調整する場合の統一的な基準は、知事が別に定める。

第四十二条　略

（実施規程）

第四十三条　この条例の実施に関し必要な事項は、任命権者の意見を聞いて知事が別に定める。

附　則

1・2　略

3　一級の職務にある者に支給する宿泊料及び食卓料の額は、当分の間、別表第一の規定にかかわらず、七級以下二級以上の職務に

ある者に支給する額による。

4　第二十八条の規定を適用する場合における同条の同一地域は、平成十七年三月三十一日までの間は、平成十六年四月一日における市町村の存する地域による。

別表第一（第二十一条、第二十二条、第二十七条関係）

宿泊料及び食卓料

区分	宿泊料（一夜につき）		食卓料（一夜につき）
	甲地方	乙地方	
九級又は八級の職務にある者	一四、八〇〇円	一三、三〇〇円	三、〇〇〇円
七級以下二級以上の職務にある者	一三、一〇〇円	一一、八〇〇円	二、六〇〇円
一級の職務にある者	一〇、九〇〇円	九、八〇〇円	二、二〇〇円

備考

宿泊料の欄中甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一の一の備考に定める甲地方の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第二（第二十三条、第二十七条、第二十八条関係）

移転料

区分					
鉄道	五十キロメートル以上	鉄道	五十キロメートル未満	鉄道	百キロメートル以上
鉄道	百キロメートル未満	鉄道	三百キロメートル未満	鉄道	五百キロメートル未満
鉄道	五百キロメートル未満	鉄道	千キロメートル未満	鉄道	千五百キロメートル以上
鉄道	二千キロメートル以上				

別表第三（第三十五条関係）

現地経費、宿泊料及び食卓料

区分				現地経費（一日につき）	宿泊料（一夜につき）				食卓料（一夜につき）
					指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
未満				一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二、二〇〇円
以上	百キロメートル未満	鉄道		一四、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	二、二〇〇円
上三百キロメートル未満				一七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	二、六〇〇円
以上	五百キロメートル未満	鉄道		二二、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	三、〇〇〇円
以上	千キロメートル未満	鉄道		二九、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	三、三〇〇円
上千五百キロメートル未満		鉄道		三〇、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	三、三〇〇円
以上	千五百キロメートル以上	鉄道		三二、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	三、三〇〇円
以上		鉄道		三八、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	三、三〇〇円
九級又は八級の職務にある者				一二、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	八、〇〇〇円	七、〇〇〇円	二、二〇〇円
七級以下二級以上の職務にある者				一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	七、〇〇〇円	六、〇〇〇円	五、〇〇〇円	二、二〇〇円
一級の職務にある者				九、〇〇〇円	七、〇〇〇円	六、〇〇〇円	五、〇〇〇円	四、〇〇〇円	二、二〇〇円

九級又は八級の職務にある者	七級以下二級以上の職務にある者	一級の職務にある者
円〇〇〇二ヽ七	円〇〇〇二ヽ六	円〇〇〇三ヽ五
円〇〇〇二ヽ六	円〇〇〇二ヽ五	円〇〇〇四ヽ四
円〇〇〇〇ヽ五	円〇〇〇二ヽ四	円〇〇〇六ヽ三
円〇〇〇五ヽ四	円〇〇〇八ヽ三	円〇〇〇二ヽ三
円〇〇〇五ヽ二ヽ二	円〇〇〇三ヽ九ヽ一	円〇〇〇一ヽ六ヽ一
円〇〇〇八ヽ八ヽ一	円〇〇〇一ヽ六ヽ一	円〇〇〇四ヽ三ヽ一
円〇〇〇一ヽ五ヽ一	円〇〇〇九ヽ二ヽ一	円〇〇〇八ヽ〇ヽ一
円〇〇〇五ヽ三ヽ一	円〇〇〇六ヽ一ヽ一	円〇〇〇七ヽ九
六、七〇〇円	五、八〇〇円	四、八〇〇円

備考

一　指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（令和六年財務省令第七十号）による改正前の国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として同令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で同令で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として同令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で同令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

二　船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における現地経費の額は、丙地方につき定める定額とする。

知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
（旅費） 第十一条　知事及び副知事が公務のため旅行したときは、その旅行について、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第一条第二項第一号に規定する内閣総理大臣等（次項第二号において「内閣総理大臣等」という。）が同令の規定により支給を受ける旅費（同令第八条の規定によるその他の交通費、同令第十三条の規定による着後滞在費、同令第十四条の規定による家族移転費（その他の交通費、着後滞在費及び渡航雑費に相当する部分に限る。）及び同令第十五条の規定による渡航雑費に係る旅費を除く。）相当額の旅費を支給する。 2　知事及び副知事が公務のため旅行したときは、前項に規定する旅費のほか、次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める額の旅費を支給する。 一　その他の交通費　職員等の旅費に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第六十三号。以下この項及び次項において「旅費条例」という。）第十二条の規定により職員が支給を受けるその他の交通費相当額 二　赴任経費　旅費条例第十七条の規定により職員が支給を受け	（旅費） 第十一条　知事等が公務のため旅行したときは、その旅行について、旅費を支給する。 2　旅費の額は、次のとおりとする。 一　知事及び副知事　内国旅行については別表第一及び別表第二、外国旅行については別表第三に定める額 二　常勤の監査委員　職員等の旅費に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第六十三号）第十六条第一項第三号に規定する指定旅行者の現に受けるべき旅費相当額

る赴任経費（鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び家族移転費に相当する部分にあつては、内閣総理大臣等が国家公務員等の旅費に関する法律施行令の規定により支給を受ける旅費）相当額

三　家族移転費（その他の交通費及び渡航雑費に相当する部分に限る。）　旅費条例第十八条の規定により職員が支給を受ける家族移転費（その他の交通費及び渡航雑費に相当する部分に限る。）相当額

四　渡航雑費　旅費条例第十九条の規定により職員が支給を受ける渡航雑費相当額

3　常勤の監査委員が公務のため旅行したときは、その旅行について、旅費条例第二条第一号に規定する指定旅行者が旅費条例の規定により支給を受ける旅費相当額の旅費を支給する。

別表第一（第十一条関係）

鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、現地経費、宿泊料及び食卓料

鉄道賃		運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金
船賃		運賃（運賃の等級を二階級以上に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の運賃）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金
航空賃		実費
車賃（一キロメートルにつき）		三七円
現地経費（一日につき）		一、三〇〇円
宿泊料（一夜につき）	甲地方	一六、五〇〇円
	乙地方	一四、九〇〇円
食卓料（一夜につき）		三、三〇〇円

備考　宿泊料の欄中甲地方とは、職員等の旅費に関する条例別表第一の備考に定める甲地方をいい、乙地方とは、同表の備考に定める乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第二（第十一条関係）

移転料

鉄道五十キロメートル未満	一二六、〇〇〇円
鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満	一四四、〇〇〇円
鉄道百キロメートル以上三百キロメートル未満	一七八、〇〇〇円
鉄道三百キロメートル以上五百キロメートル未満	二三〇、〇〇〇円
鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	二九二、〇〇〇円
鉄道千キロメートル以上千五百キロメートル未満	三〇六、〇〇〇円
鉄道千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	三二八、〇〇〇円
鉄道二千キロメートル以上	三八一、〇〇〇円

別表第三（第十一条関係）

鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、現地経費、宿泊料、食卓料及

び死亡手当	鉄道賃	最上級の運賃
	船賃	最上級の運賃
	航空賃	最上級の運賃
	車賃	実費
	現地経費（一日につき） 指定都市	
	現地経費（一日につき） 甲地方	
	現地経費（一日につき） 乙地方	
	現地経費（一日につき） 丙地方	
	宿泊料（一夜につき） 指定都市	
	宿泊料（一夜につき） 甲地方	
	宿泊料（一夜につき） 乙地方	
	宿泊料（一夜につき） 丙地方	
	食卓料（一夜につき）	
	死亡手当	知事にあつては六四〇、〇〇〇円、副知事
		円〇〇〇三、八
		円〇〇〇〇、七
		円〇〇〇六、五
		円〇〇〇一、五
		円〇〇〇七、五二
		円〇〇〇五、一二
		円〇〇〇二、七一
		円〇〇〇五、五一
		円〇〇〇七、七
		円〇〇〇〇、〇八五はてつあに

備考

一　指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（令和六年財務省令第七十号）による改正前の国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として同令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で同令で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として同令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で同令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

二　船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における現地経費の額は、丙地方につき定める定額とする。

特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正（附則第八項第一号による改正）

新

別表（第一条、第四条関係）

区分		報酬額	旅費額
教育委員会の委員		略	職員等の旅費に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第六十三号）第二条第一号に規定する指定旅行者（以下「指定旅行者」という。）の現に受けるべき旅費相当額
選挙管理委員会の委員等	略	略	
	略	略	略
	略	略	
略		略	略

備考　略

旧

別表（第一条、第四条関係）

区分		報酬額	旅費額
教育委員会の委員		略	職員等の旅費に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第六十三号）第十六条第一項第三号に規定する指定旅行者（以下「指定旅行者」という。）の現に受けるべき旅費相当額
選挙管理委員会の委員等	略	略	
	略	略	略
	略	略	
略		略	略

備考　略

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（附則第八項第二号による改正）

新

（旅費）

第五条　略

2　旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第六十三号）第二条第一号に規定する指定旅行者の現に受けるべき旅費相当額とする。

3　略

旧

（旅費）

第五条　略

2　旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第六十三号）第十六条第一項第三号に規定する指定旅行者の現に受けるべき旅費相当額とする。

3　略

あっせんの申立てについて（議案第１７９号）

広報広聴課

１　趣旨

東京電力ホールディングス株式会社に対する損害賠償請求のうち、第八次請求に係る未受領額について、「原子力損害賠償紛争解決センター」に和解のあっせんの申立てを行う。

２　申立額

１，９０１千円

３　第八次請求の概要

（単位：千円）

請求区分	請求時期	対象経費	請求額	受領済額 （任意）	未受領額
第八次	令和6年12月	令和４、５年度分	2,021	120	1,901

※　単位未満切捨て

４　あっせん申立額の内訳

・ 県が被害者支援等のために負担した費用　　７７４千円
（放射線・放射能の監視測定に係る費用等）
・ 人件費　　１，１２７千円

工事請負契約の締結について（議案第１８０号）

総合防災課

１　理由

次期総合防災情報システム整備事業の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年秋田県条例第３２号）第２条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。

２　工事の概要

様々な災害関連情報を一元的に分析し、地図上に可視化する等の機能を有する次期総合防災情報システムの整備に係る通信機器の製造、据付・調整工事及び不要機器撤去工事を実施する。

３　契約の概要

⑴	工　事　名	次期総合防災情報システム整備事業
⑵	工 事 箇 所	秋田市山王三丁目１番１号　県庁第二庁舎（統制局） ほか５８箇所　市町村等（端末局）
⑶	執 行 方 法	一般競争入札
⑷	契 約 金 額	３６億１千９百万円（税込み）
⑸	契約の相手方	日本無線株式会社秋田営業所（秋田市）
⑹	工　　期	契約締結の日から令和９年２月２６日まで
⑺	仮契約締結日	令和７年８月１９日

４　スケジュール

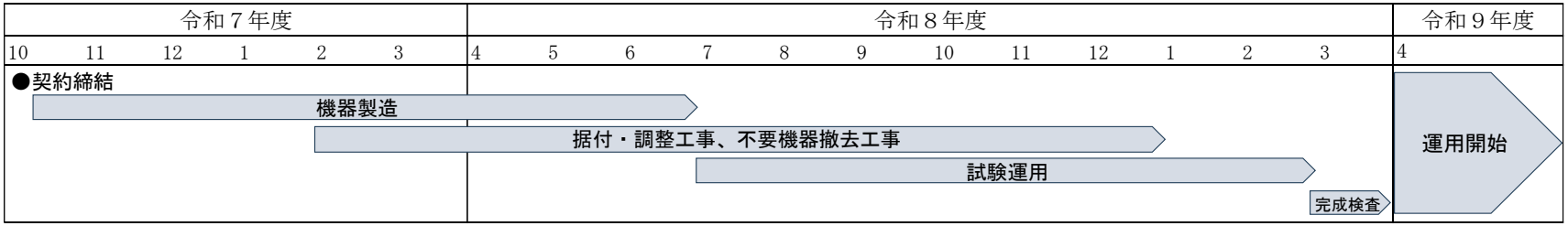

次期総合防災情報システムの整備について

参 考

概　要

※斜線の網掛け部分は、機器の整備等を行う

端末局
- 地域振興局等
- 市町村
- 消防本部
- 自衛隊

情報入力

通信回線の増強等

データ連携

関係機関
- 国
- 県
- ﾗｲﾌﾗｲﾝ事業者
- その他事業者

データ連携

県　民

情報発信

県庁統制局

災害関連情報

自動化

各種データの
集約　**集計**　**分析**
見える化　**発信**　等

➢ ポイント①　被害情報等を自動で集約、瞬時に集計・共有

○端末局で入力された被害情報等は、県庁統制局に自動的に集約
○各種データは、自動集計され、関係機関等と瞬時に共有されるとともに、被害報や時系列整理表へ自動的に反映

➢ ポイント②　災害関連情報を地図上で「見える化」

○集約された災害関連情報は、システムが地図上に重ね合わせ、全体状況を可視化

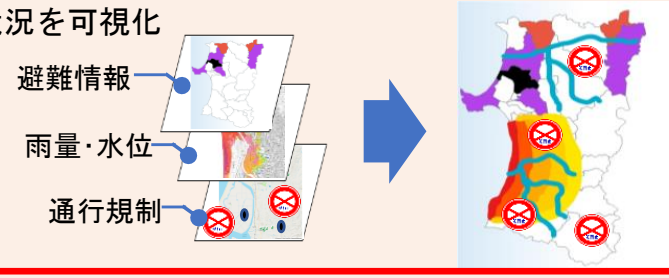

➢ ポイント③　的確な避難発令をサポート

○雨量・気象警報等から避難を発令すべき地域や世帯数をシステムが自動で抽出し、市町村に警報音等で周知

➢ ポイント④　情報発信の効率化

○県民へのメールやＳＮＳでの避難の呼びかけ等は、システムを介し、一括して発信

➢ ポイント⑤　通信の高速化等

○通信回線の増強等により、通信の安定化、高速化、大容量化

業務の効率化・省力化　**防災情報の充実・高度化**　**情報伝達の迅速化**

県　全　体　の　災　害　対　応　力　の　強　化